

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】令和7年5月23日(2025.5.23)

【公開番号】特開2023-96058(P2023-96058A)

【公開日】令和5年7月6日(2023.7.6)

【年通号数】公開公報(特許)2023-126

【出願番号】特願2023-81307(P2023-81307)

【国際特許分類】

C 0 8 F 2 0 / 1 4 (2 0 0 6 . 0 1)

C 0 8 K 5 / 1 0 1 (2 0 0 6 . 0 1)

C 0 8 L 3 3 / 1 2 (2 0 0 6 . 0 1)

10

【 F I 】

C 0 8 F 2 0 / 1 4

C 0 8 K 5 / 1 0 1

C 0 8 L 3 3 / 1 2

【手続補正書】

【提出日】令和7年5月15日(2025.5.15)

【手続補正1】

20

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

メタクリル酸メチルと、イソ酪酸メチルとを含む単量体組成物であって、

イソ酪酸メチルの含有量が、前記単量体組成物の総質量に対して、300質量ppm超50,000質量ppm以下である、単量体組成物。

【請求項2】

30

メタクリル酸メチルと、イソ酪酸メチルとを含む単量体組成物であって、

イソ酪酸メチルの含有量が、前記単量体組成物の総質量に対して、400質量ppm以上である、単量体組成物。

【請求項3】

メタクリル酸メチルと、イソ酪酸メチルとを含む単量体組成物であって、

イソ酪酸メチルの含有量が、前記単量体組成物の総質量に対して、500質量ppm以上である、単量体組成物。

【請求項4】

アクリル酸エステルをさらに含有する、請求項1～3のいずれか1項に記載の単量体組成物。

40

【請求項5】

前記アクリル酸エステルが、アクリル酸メチル、アクリル酸エチル、及びアクリル酸n-ブチルからなる群より選択される少なくとも1つの化合物である、請求項4に記載の単量体組成物。

【請求項6】

前記アクリル酸エステルが、アクリル酸n-ブチルである、請求項4に記載の単量体組成物。

【請求項7】

プロピオン酸メチル、2-メチル酪酸メチル、及びピルビン酸メチルからなる群より選択される少なくとも1つの化合物をさらに含有する、請求項1～3のいずれか1項に記載

50

の単量体組成物。

【請求項 8】

プロピオン酸メチル及び 2 - メチル酪酸メチルのうち少なくとも 1 つの化合物をさらに含有する、請求項 1 ~ 3 のいずれか 1 項に記載の単量体組成物。

【請求項 9】

請求項 1 ~ 3 のいずれか 1 項に記載の単量体組成物を含む重合性組成物 (X 2) をラジカル重合してなる、メタクリル系樹脂組成物。

【請求項 10】

請求項 1 ~ 3 のいずれか 1 項に記載の単量体組成物を含む重合性組成物 (X 2) をラジカル重合するラジカル重合工程を含む、メタクリル系樹脂組成物の製造方法。

10

20

30

40

50